

平成25年度第4回「あいち森と緑づくり委員会」

- 1 日 時 平成26年3月19日(水) 午前10時から12時まで
- 2 場 所 愛知県自治センター 研修室
- 3 出席者 あいち森と緑づくり委員会(委員6人)
服部委員長、丸山副委員長、岡本委員、高橋委員、長谷川委員、
森田委員
農林水産部農林基盤担当局
知崎局次長他
事務局
農林水産部、総務部、環境部、建設部、教育委員会
- 4 議事(要約)等 以下のとおり
 - 1) 農林水産部農林基盤担当局次長あいさつ
 - 2) 議事

○議題1 「「あいち森と緑づくり事業計画」の見直しについて」

○議題2 「平成25年度事業の実績見込み及び平成26年度事業計画について」

○議題1 「「あいち森と緑づくり事業計画」の見直しについて」

〈事務局から資料1により説明〉

(委員長) どうもご説明ありがとうございました。それではただいまのご説明、ご提案につきましてご意見、ご質問ございましたらお願いします。これ以降の色んな事業の柱になる部分ですので、お気づきの点、忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。今までもいろいろなご意見をいただいてそれを含めて見直ししていただいているのですが、さらに何かお気づきの点があればお願いします。

(委員) だいぶブラッシュアップされて良くなったなと思っているのですが、19ページにありますところ2点、里山整備のところでは気になっているところがありまして、まず1つがイの①の事業対象地のところで、「天然林等」と書かれています。天然林の定義がかなり曖昧になってしまう、竹林は竹林整備だと思ってしまうのですが、竹林は天然林なのではないかという話になってしまうので、「竹林・天然林等」とした方が後々の誤解が少ないかなと感じているところが1点。それからもう1つが根幹の部分で②の用地取得を廃止しましたということなのですが、市街化区域の用地は都市緑化の方でやれるということなので

すかね。市街化調整区域の方だとこれは里山が買えない、買収出来ないということになってしまって、今、そこの緑地がどんどん売られていくところを何とか、例えば具体的には猿投山なんていうのは市民が守っている森なのですが、いつ売られるか、無くなってしまったら次どうしようかと行政も困っている所で、この制度があることをまだ知らない行政の担当者の方も、私と接しているところで何人かいらっしやったことも事実ですし、それから書いてないと、買うというのは行政側にもお金の調達がないと、3分の2を市町村が持ってなきゃいけないのですが、それを議会を通してやるというのがハードルもいくつかあって、やりたかったけどやれなかったという実情も少しあるのかなと思うと、書いてないと箸にも棒にも引っかけからなくなってしまう。これ実は最後の砦かなという感じがするので、今まで実績は無いかもしれないけれど、このまま出てこないかもしれないけれど、最後の砦がここにあるというのを明記しておいていただけると、ちょっと未来が見えるかなというか、やる、やらないは市町村の意向だったり、市民の意向なのですが、そういうものがここにあるのか無いのかというのが大きな一歩だと思うので、紙に書くだけであれば残しておいていただくとありがたいなと思うところです。ただ、あると使ってないのにいつまで書いておくんだという気持ちも分からなくはないのですが、他のものは市民の人たちがやろうよといったら、はいと言って出せるのですが、なかなかハードルが高いことなので、でもそれがあるというのは心強いものですから書いていただきたいなという要望も併せてでした。

(委員長) それでは2点、竹林の関係のこと、用地取得廃止の件。

(事務局) それでは、2点ご質問とご意見をいただきました。まず1点目の「天然林等」という表現、竹林かどうか分かりにくいということがありましたのですが、確かにそういう面はありますが、一応、事業計画の22ページのところの下から2行目のところで、天然林の中には「竹林等を含む」と書いてありますので、ちょっと分かりにくいですが、他のところでもこういったことで使っておりますので、この用語についてはこの形にさせていただきたいと思います。それから2点目の用地取得について残していただきたいというご要望があったのですが、実は今回の見直しで例えば人工林が3億円増えておりますとか、環境活動が倍増して3億円を6億円にしたというその増えた分のお金はどこから出てきたかといいますと、ここから出てきました。税金を増やす訳ではございませんので、全体の額は決まっておりますので、その中で皆様のご要望にお応えしてという時に、優先順位の問題でして、これまで実績もなく要望もなかったものについて切らせていただいて、その分を今回の見直しで増えたものに充てたということです。文字がある、無いだけではなく、そういった理由もございませぬのでご理解いただきたいと思います。

(委員) 難しいですね。

(委員長) よろしいですか。

(委員) よろしくはないんですけど。

(委員長) それでは委員。

(委員) あまり私も理解したくない方なのですが。というのは、手放す時は遺産相続というか亡くなられて次の世代に移る時が多いと思います。今ちょうどその時期にかかっているのかなという感覚がとても強いのです。ですからその時に手を打たないと本当にあっという間に森が無くなってしまいうような気がします。予算が少なくてもいいから少しでもいいから残して、文字だけは残していただけると嬉しいと思います。それから皆様の部のお立場があるのはわかるのですが、重なった時はどうするのかなどと思いました。例えば生態系ネットワークってすごく広い話で、それを建設部にかかるのか、環境活動にかかるのか、農林水産部の森林にかかるのかとか、エリアをまたいだ場合、使う方の身としてはどれにどう申請したらいいのかなどと思いました。情報が全部あるのか無いのかとか、そういうところも、これはこの文字にする部分ではなくて実際の運用する時の話だと思うのですが、その辺をどう対応していただけるのかというところを、事例が出てきてから慌てるよりも、事前に考えておいていただけるとありがたいなと思いました。それからもう1つですが、都市緑化の方で、公共施設の緑化は対象にしますというお話があって、その一方で例えば19ページの対象事業、里山林再生整備のところでは公有林を除くと書いてありますよね、これって齟齬はないのですか、こういう法規的などころに対して片方では使えるけれど、片方は使えないよということに対して問題は生じないのかなと思って、素人の疑問なのですがと思いながら聞かせていただきました。以上です。

(委員長) それでは3点ありましたが、やはり用地取得というのはこれから遺産相続ということでお話がありましたが、手放される時にということもあるかなということと、それからもう1つは、同じような内容で重複する場合、多分ご相談されるのだろうと、あるいは内部で調整されるのでしょうか、その辺の手続きはどうなるのか、それから公共という言葉について一方ではこの予算の中から出るが、一方は出ないということについて、法律の違い等いろいろあるのだと思いますが、その辺についてのお答えをお願いします。

(事務局) それでは用地取得の関係について、重ねてご意見をいただいている

ところですが、先ほどの説明のとおり、いろいろ優先順位を付けた中で難しいところがありますが、この事業は3分の1という補助ですから、市町村もなかなか手が出ないというところがありまして、例えば100%の補助が出来ればおそらくこの事業で乗ったところがあるかも知れませんが、そうなる则かなり膨大な事業費がこれのために使っていたかなという気はします。それと市町村の財産となるものの形成になかなか100%県費を注ぎ込むというのは、他の例から言っても出来ないということで、こういった仕組みになっておりますので、今回私どもの方も泣く泣く切らせていただいたところでございます。ただ3分の1でもとにかくやりたいという強い要望が出てれば、またその時点で見直しもできるのかと思っておりますが、現段階ではここでとっておくが為にもっとやりたいところが出来ないというようなことは避けたいと判断させていただきましたので、なかなかご要望にお応え出来なくて申し訳ございませんがご理解を賜りたいなと思っております。それから2点目の各事業で重なった時、重複したようなものにつきましては、確かに似たようなものがある面はありまして、例えば同じ農林水産部関係の事業でさえもやはり似たような里山事業のメニューが3つあったり、色々しますので線引きというのはなかなか難しいところがあります。その辺はやられる、何か行動を起こされる方がご相談いただければ、私どもに最初に来たとしても、こちらの方がもっといいですよとか、ご相談に乗るということはやっておりますので、そういったことで対応していきたいと考えております。3点目の都市緑化はよくて里山はというお話ですが、都市緑化に関しますと、都市での緑といいますと公園、街路樹、緑地と公共のところメインでございますので、そちらの方を除いてしまいますと、やる場所がかなり絞られてくるところがありまして、都市緑化については公共が重点的なもので入っております。里山の方、山林地域におきましては、公有地もあることはあるのですが、いろいろな事業費の積算の中で、民有林、民有地の事業を要望通りするには、申し訳ないけれど公有地は公有地の所有者である市町村にお願いしたいという仕組みになっております。最初の頃の仕組みを続けているということで、考え方としてはそういう使い分けをしております。

(委員) 公有地っていうのは整備されているんですか。一般的に。

(事務局) 市町村が持つ森林、例えば私が知っている事例では、小牧の兒(ちご)の森というのがあるのですが、そういったところは小牧市さんが手を入れてられていて、部分的には市民の憩いの場ということで整備されている所があります。全部が出来るとはありませんが、治山事業という山の整備ができるメニューがありますので、そういった事業を活用していただきながらやっているという所があります。

(委員長) ということで、ご理解いただきたいということになるかと思えます。他にいかがですか。

(委員) 今度新しく始まる愛知県産木材利活用推進のところではちょっとお伺いしたいのですが、間伐材の搬出に関する市町村の取り組みに支援をするという計画がありますけど、具体的に、市町村から上がってきた間伐を搬出する計画に対して補助されるのでしょうかというのがまず1点と、もう1つ私の興味で教えていただきたいことがあるのですが、公道沿いの搬出の補助をされていると思いますが、搬出をする時、どこまで補助されているのかお伺いしたい。例えば道端に集積するまで補助するのか、山土場とかサテライトの土場のような所まで搬出してくるのか、それとも市場までの搬出を補助するのかというところ。これからも搬出というのは非常に推進されていくと、今度の見直しのところにも書かれていましたが、その搬出の補助の枠がどこまでなのか、今後の見直しも含めて教えていただければと思うのですが。

(委員長) お願いします。

(事務局) それでは2点の質問に対してお答えいたします。1つめの新規メニューの補助内容ですが、1つの例ですが、例えば木の駅プロジェクトという、個人の方が山から間伐材を出してきて、それを集めてそこでチップ業者に売るという取組があって、その時にチップ業者に買ってもらう値段より高い値段で個人の方から間伐材を買って、その差額については寄附ですとか、市町村補助なんかもあるかと思えますが、そういったもので埋めているところがあります。今回の補助事業につきましては、その市町村が差額を埋めているところに対して、これまでやってみえた例えば100万円市町村が補助してみえた時に、県がもう100万円出しますので全体の量を倍にしてくださいというような、そういったものに対して補助しますという事業内容になっております。ですから今までよりも増えた分についての市町村がかかる部分について補助するという内容です。木の駅プロジェクトはそうですが、似たような事例があれば、これまでよりも増えた、基準よりも増えたものについて助成をしていく内容になっております。それからもう1点、公道沿い、間伐材の搬出についてですが、特にどこまでという決めはないのですが、最低限の搬出ということですので、現場のすぐそばの道路まで出せる、安全に置いていける場所があればそこまで、そういった場所を確保出来ないような場所であれば地域の土場なりそういった所までと使い分けをして、搬出を事業の中でみております。以上です。

(委員) 全体の中で事業見直しをされると、こういうタイトルで書かれているのですが、この中を見ると平成21年度に遡って見直しをしている。言いたい

ことは何かというと、事業計画とされているけど実績はもう既にあるものがあり、それを含めて事業計画というのはちょっとなんか見直しの中での矛盾があるのではないかと。つまりこの時点で5年間の実績を踏まえて変えましたと、もしそれであれば、事業計画の一番最初のところに5年間の実績を検討してこうしましたというのが無いとなんかおかしいですね、報告書としては。例えば14ページですが、21年から5年間やりましたけど、その中身の実績が分からずにいきなり森林整備は110億円を途中で113億円にしましたと。でも既の実績で使っている訳ですよ。そういうのを見直しといえるのか。使っている分を含めて見直されるのであれば、そういう説明がどこかでないと私は理解しにくい。大きなところはそこなのですが一番気になったのが。非常に細かい話でこれはどうでもいいかもしれませんが、都市緑化のところ、23ページですが事業内容の①のところで赤で修正されている、「緑化施設」がありますよね。これは「施設緑化」の間違いかかと、要するに公共建築を緑化するのですよね、緑化施設といったらその緑化のためにされるようなことじゃないかと思うのですが、施設を緑化すると、別に書かなくてもいいのですが施設の緑化とされた方が、言葉としてなんか変だなという気がします。ご検討いただければと思います。以上です。

(委員長) ありがとうございます。最初のご質問、ご意見は5年間経過していて実績が既にあるのに、それが何も触れられなくて、かつ、数値だけが直っているというあたりですか。もともとこれは10年間の計画で出ている、人工林の整備は10年間の計画で110億だった、それを今回、今までの実績、あるいはこれからの要望を踏まえて見直したら113億になるということでご提案があったのかと思います。ちょっと私も理解出来ない部分があるかと思いますが、その実績として積み上げられた部分をどうこの中に落とし込むのかというあたりが分かりにくいというお話でしょうか。例えば既にやられた部分をもう一つ括弧をつけて追加するとかいうイメージで。

(委員) 僕は実績というものがどこかのところで書かれていないと、一覧表でもいいのですが、5年経ったからある程度軌道修正するということが分からない。これは平成21年度の見直しということで全部ひっくるめてされていますよね。これ議会なんかで聞かれたら実績どうなってるんだという話になるんじゃないかと思うのですが。これは各部局のところで、実績というところを作っていただいて、それを含めて平成21年の全体を見直しましたということではないとおかしいんじゃないかと思うのです。

(事務局) それではそれに関してのお答えですが、委員長の言われたとおり、元が10年計画の中での今回の見直し、変更点を反映させるというようなこと

ですので、要はこういう計画としてはその時点で見直した後の数字を置く、実績にかかわらず置くということをやっております。それを踏襲した形になっておりますので、これで特に他の色々な計画のやり方と違っているという認識は持っておりませんが、今、委員が言われました点につきましては、検討させていただきます。

(委員) 要するに直した理由がわからないのですこれでは。だから前振りに5年経た実績を見るとこういう結果になったと、で、元の10年計画ですから、そういう意味で21年度からの説明資料かもしれないけれど、全体の計画を見直したという話がこれだけ見たら全く出てこないのです、実績の部分の分析がされていない。

(委員長) 今年度、これまでの経過、実施されたことについての事業評価報告書を作っている訳です。そこに実績がきちんと記載されていて、今後どうするかという方針を皆さんで作ったのです。それを踏まえて多分この数値が上がってきているのだらうと思うのですが、これだけ読むと分からないので、もう少し前回の報告書で議論したところの、特に14ページの表の予算の書き方を少し工夫するという事かなと思うのですが、既に別途報告書は作った訳ですから、そこに詳しく実績が載っているのですが、予算までどういう形になっていたかは定かではありませんが、こういう実績が上がって、次の5年間はこういう方法でやるべきだということがそこには報告されているんだと思うのです。

(委員) 今の特に予算ですが、14ページであれば下段に実績として森林整備いくらか、そういうものがあって、全体を見直しましたということが分かるようにしてもらった方がいいんじゃないかと思うのです。既に実施はされている訳ですから。あとは表現の工夫を委員長が言われたようなところで、特にお金の面と実績の何h aとかありますよね、そういうところを工夫していただく必要があるのではないかと思います。

(事務局) 具体的にどういじるかというところですけども。

(委員) それはお任せしますが実績について触れられていないから。

(事務局) お話いただいた趣旨は理解しているつもりです。要は見直しをしているというところがこの計画の中に明記されていないものですから、急に数字が変わっているということなので、どこかに5年間の実績を踏まえて見直しをしておりますということを明記したいと思いますが、今おっしゃられたような5年間の実績を事業計画の中に入れるかどうかという点については検討させ

ていただきたいと思います。

(委員) それはお任せします。

(委員長) では2点目の緑化施設について。

(事務局) 2点目の緑化施設でございますが、正直申しまして非常に悩んだ文字でありまして、要綱上にこの部分を入れるにあたって、もともと事業計画書もそうなのですが、緑地の創出と書いてありまして、基本的に緑地の創出と書いてあると我々の常識で言うと全部を含んだ形で公共施設の緑化というか、木の植わっている部分も緑地だと思っていたのですが、ですから今までも助成した例はあるのですが、先ほど言いましたように今後重点的に進めていかなければいけないという部分で要綱にしっかり書き加えていかなければならないということで書き加えたのですが、この時に緑化施設という言葉は都市緑地法の中に緑化施設という言葉が出てきておりまして、これを使わせていただいたということで、こういう風に使うと例えば先ほどお話しした、軌道敷緑化、公共施設緑化でもよかったのですが、公共施設緑化という軌道敷緑化は公共施設緑化ではないと。

(委員) 私は言葉がおかしいと言っているだけで、中身は別に。都市緑地法もちょっとおかしいところがあるので、言葉としては施設の緑化で別に問題ないと思うのですが。

(事務局) 緑が植わっている、樹木及びその基盤、木とか植栽する基盤まで含めたものが緑化施設という定義なので、いわゆる緑地だと通常公園で樹林地になっているようなイメージがあるのですが、緑化している材料といいますか、そういう部分を建物の上とか、そういう緑地で緑化の施設はというのが対象になるのですよというのが分かるようにしたいということで、都市緑地法の定義を持ってきたのですけれども。

(委員) ここ施設の緑化の方が分かりやすいと思うのですよね、それは施設も軌道敷も一つの施設、建物もそう。

(事務局) 実は補助対象になるものを書きたかったもので、施設緑化だとどちらかという緑化する、していくという行為を名詞化した形になります。緑化施設だとそのものに対して助成するというのでそちらのニュアンスで選択したということでご理解いただけないかなと思います。

(委員長) 施設という言葉が建物みたいなものを想像する、箱モノといいますか、そういうイメージがあるので、それを想像するというのが、建物を造るという風によめるので、壁面緑化とか屋上緑化ということであれば施設緑化かなというのが委員のご意見かもしれませんが。

(委員) 細かいからいいです。

(委員長) 一般的に建設部で使われているのがこれで理解できるというのであればよろしいと思います。

(委員) これを誰に対して発信するかですよね。市民に対して分からなければ困るというのであればもう少し平たく言う必要があるのかなと。

(委員長) ちょっとご検討いただいてよろしく申し上げます。

(委員) しつこくて申し訳ありませんが、用地買収の件ですがもう1回。先ほど優先順位をとおっしゃられたのですが、森と緑づくり税を使って何をしたいのですかという優先順位を考えると、愛知県がこのお金を使って森や緑がちゃんと維持されていくという仕組みを作りましょうということにこの税金が使われているとすると、最優先はあるべき森をしっかり守っていくということではないかなと思います。行政の中では多分予算があって予算を使っていくというのが約束事なのかもしれませんが、そうであれば流動的な使い方出来ないのかなと。例えば要望が上がってきた時に、予算が1億円必要になった時に他の部署のお金なんか出せないよじゃなくて、他の部署の予算を提供してもらうような対応が出来ないかなと。なぜなら例えば26ページに生態系ネットワーク形成事業ってありますよね。形成事業の最たるものは本来であれば緑地が保全されているというのが生態系で一番強いところですよ、それ無くして横でいくら池を作ったって、すごい質の低いものしか出来ない訳です。であればこの使うべきお金を渡すもありだし、他のところで確かに皆さん森づくりを森でされているのだけれど、ゼロになってしまったら、開発されちゃったら生き物たちや森に育ってきた20年、30年、50年の木はゼロになっちゃう訳です。またそこから50年かけて森を造るのといったら、時間とお金がかかることなので、用地を買っておくということの方がはるかに安くて安定的な保全対策であるという部分を考えて、買える枠があるということは大きな一歩かなという気がしますので、検討いただいて、ゼロになっちゃうと先ほど要望が上がった時に検討しますとおっしゃったのですが、その時にここにいらっしゃるメンバーが全員いるとは限りませんので、違う方が替わってくると書いてないから出来ませんと言われちゃうのが往々にして今までのパターンだったかなと、こ

れからの人と今いらっしゃる人の熱い想いでこれは残りますと言っていたければ違うのでしょうか、往々にして組織というものはそういうことが多々ありますので、書いておいていただいだけでも、逆に言えば書いておいていただければこれ使って何とかできませんとか折衝が出来る。確かに皆さん予定通り組まれたお金の使い方をしたいと思うのですが、森を維持する、買うということ、もちろんその土地の質がどうかというのはまた皆さんでご検討くださればいいのですが、買える枠があるというのはものすごく大きな一歩だと思うので、例えば使うためにいくら用意してありますでなくていいと思うので、流動的に出てきた時に対応させていただく何かを新しく作っていただくなりして、残しておいていただけないと次の5年後には無いということですよ。5年後に誰か買いたいなどいっても書いてませんよといって結局使えなくて、その森は開発されちゃって生態系ネットワークの大切なチェーンがブチッと切れちゃって、また違う予算で池作りましょうというよりは、買えるものがここに書かれてた方がいいんじゃないかと。書かれている上で、初めて生態系ネットワークの質が高まっていくと思うので、そうしていただきたいという強い要望です。ついでに26ページの生態系ネットワーク形成事業の文面の細かい話ですが、文面の2行目、真ん中の行ですが生息地の創出・保全・再生とあるのですが、出来れば保全・再生で最後に創出を持ってきていただくと順位付けがちゃんとされていいかなと思います。造ることの方が優先じゃなくてあるものをどうする、だからこそ今ある用地が売られないようにしていく 仕組みがこの中にあるということが私は重要じゃないかと思うので、ぜひご検討いただけたら。まして5年使っていないんですよ。ですから名前だけでもいいからあげておいていただけるとありがたいなと思います。ご検討ください。

(委員長) 用地取得の件、再度ご検討いただきたいというご要望ですがいかがですか。それからもう一つ、この用地取得は他のこの税以外のところでも実際にあるんでしょうか、そういう仕組みが。必ずしも愛知県の緑が全部この税でやれるとは思ってなくて、足りない部分を補っていくというのが基本的なスタンスだと思うのです。それで他のところでもそういうことが出来るという仕組みがあればそちらを利用していただくということ、一体的にいろいろな事業をやらなければいけないと思うので、そういうところの繋がりもつけられるということであればまた一つの道かなと思います。それも含めてご意見あればお願いします。

(事務局) それでは、用地取得に再質問いただきましたのでお答えさせていただきますが、この森と緑づくり事業、委員さんのおっしゃるとおり森と緑を守っていくということですが、委員長のお言葉借りますと確かに森と緑づくり事業だけで森と緑を守っている訳ではございませんので、そういった県の施策全

体を通して森と緑を守っていくということを考えていまして、確かに元々のスタートは他のところで出来ないところをこの事業で補っていくという位置付けでもあります。特別な税をいただいて実施しているということもありまして、そういう位置付けの事業ですので、委員さんのおっしゃられたことは県全体の事業の中での工夫の中のことかと思えます。この事業で出来ればやっていただきたいということですので、その辺は考えなければいけない、県全体の事業として考えていかなければいけないかなと思えますが、もう一つ仕組みとしまして、県民の皆さんからいただいた税金について、なかなか流動的という形ものを県の予算の仕組みとして作りにくいということがありまして、今回苦渋の決断ではあります、こういったことにさせていただいております。私どもの思いとしてはこういった事業、里山林の整備、人工林の整備ということをやっており、それを普及啓発しております、そういったことを通して県民全体の意識がどんどん上がってこれば、里山が壊れていくということも防ぐということになるのではないかという風に、理想論にもなりますが、そういったことを通してやっていくという形を続けていきたいということで、お答えになっているような、なっていないような、よろしくお願ひしたいと思えます。

(委員) 補助率が低い。それでは市町村は言ってこないですよ。

(事務局) 補助率については当初の議論でもありましたが、この率に落ち着いておりますので、市町村の負担が結構多いということで、この森と緑づくり事業の里山林購入の要望はなかなか上がってくる状況にはないということです。

(委員長) ただ、そういう要望があった時には真摯に対応するということをお願ひしておいていただきたいと思えます。

(事務局) 生態系ネットワークについては、修正させていただきます。

(委員) はい、よろしくお願ひします。

(委員長) ありがとうございます。それでは全体の時間配分からすると1番目の議題はそろそろ終えたいと思えますが、またもしありましたら最後に皆さんのご意見を伺いますのでその時にまたお願ひしたいと思えます。議題の2番目に移らせていただきます。平成25年度事業実績見込み及び平成26年度事業計画について事務局の方からお願ひします。

○議題2「平成25年度事業の実績見込み及び平成26年度事業計画について」

〈事務局から資料2により説明〉

(委員長) ありがとうございました。それではただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見をお願いします。よろしいですか。それでは特にご質問、ご意見無いようなので議案の2閉じさせていただきますがよろしいですか。それでは本日の2件の議題はこれで終わります。